

# 一般社団法人 北九州青年会議所定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

本会議所は、一般社団法人北九州青年会議所 (Junior Chamber International Kitakyushu) と称する。

### 第2条 (事 務 所)

本会議所は、主たる事務所を北九州市に置く。

### 第3条 (目 的)

本会議所は、第5条に定める事業を展開・実施することにより、地域社会および国家の発展をはかり、会員の連携と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。

### 第4条 (運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### 第5条 (事 業)

本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 教育・スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

- (6)公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
  - (7)国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
  - (8)前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的達成に必要な事業
- 2 前項に定めるほか、事業の推進に資するために必要に応じ次の事業を行う。
- (1)指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
  - (2)国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
  - (3)本会の目的を達成するために必要な事業
- 3 前第1項及び第2項の事業については福岡県において行うものとする。

## 第2章 会 員

### 第6条 (会員の種類)

本会議所の会員は、次の4種とする。

- (1)正会員
  - (2)特別会員
  - (3)名誉会員
  - (4)賛助会員
- 2 本会議所は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

## 第7条（正会員）

北九州市及びその近郊に住所または勤務先を有する満20才以上40才未満の品格ある青年で、正会員2名以上の責任ある推薦により、別に定める一般社団法人北九州青年会議所入会規程に基づき、所定の入会手続により申込書を提出し、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。但し年度中に40才に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

- 2 すでに他に青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員になることができない。

## 第8条（特別会員）

満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会で承認されたものを特別会員とする。

## 第9条（名誉会員）

本会議所に功労のある者で、理事会で承認された者を名誉会員とする。

## 第10条（賛助会員）

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で、理事会において入会を承認された者は賛助会員となることができる。

## 第11条（会員の権利）

会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所に目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

## 第12条（会員の義務）

本会議所の会員は、本定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

### 第13条（会費納入義務）

正会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、一般社団法人北九州青年会議所会員規律維持規定に定める額を支払う義務を負う。

### 第14条（出席義務の免除）

やむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、例会・委員会活動への出席義務を免れる。

- 2 前項の期間中の会費は、一般社団法人北九州青年会議所会員規律維持規定に定める額の2分の1を免除する。

### 第15条（会員資格の喪失）

本会議所の会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

- (1)退会
- (2)死亡、解散または失踪宣言を受けたとき
- (3)破産手続開始の決定を受けたとき
- (4)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (5)除名
- (6)刑事裁判において有罪判決をうけ、同判決が確定したとき
- (7)会員、または会員が所属する組織が、第2項に定める反社会勢力に該当する事が明らかになったとき
- (8)会員、または会員が所属する組織が、第3項に定める反社会勢力との関りが認められたとき
- (9)総正会員の同意があったとき

- 2 前第一項7号でいう反社会勢力とは次の各号で定義する。

- (1)暴力団
  - (2)暴力団員
  - (3)暴力団員でなくなったときから5年を経過しないもの
  - (4)暴力団準構成員
  - (5)暴力団関係企業
  - (6)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (7)その他これらに準ずるもの
- 3 前第一項8号でいう反社会勢力との関りとは次の各号で定義する。
- (1)反社会勢力が経営を支配している関係
  - (2)反社会勢力によって経営に実質的に関与している関係
  - (3)会員、または会員の所属する組織もしくは第三者の不正の利益を計る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会勢力を利用する関係
  - (4)反社会勢力に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - (5)会員、または会員の所属する組織の役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会勢力であることを知りながら、そのものや家族に関する行事に出席し、また自己や家族に関する行事に参加するなど社会的に非難されるべき関係

#### 第16条（退 会）

本会議所を退会しようとする会員は、その月までの会費を納入して、退会届を提出し理事会の承認を得なければならない。

## 第17条（除 名）

本会議所の会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総正会員の総議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1)本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき
- (2)本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3)会費納入義務を履行しないとき
- (4)出席義務を履行しないとき
- (5)その他、正会員として適当でないと認められたとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

## 第18条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が第15条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 総 会

### 第19条（総会の構成）

総会は、全ての正会員をもって構成する。

## 第20条（総会の種類）

本会議所の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会、毎年2月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

## 第21条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
  - (1)理事会が招集の必要を決議したとき
  - (2)議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議に付すべき事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

## 第22条（総会の招集）

総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

## 第23条（総会の議長）

総会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者

がこれにあたる。ただし、第21条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、正会員を代表して出席する者のうちからこれを選任する。

#### 第24条（定 足 数）

総会は、正会員の総議決権数の3分の2以上の出席をもって成立する。

#### 第25条（議 決）

総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決する。

#### 第26条（議決権の行使の委任等）

総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する正会員、第24条及び第25条の規定の適用については出席したものとみなす。

#### 第27条（議 決 権）

正会員は総会における各1個の議決権を有する。

#### 第28条（総会の決議事項）

総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決

する。

- (1)事業報告及び決算報告の承認
- (2)会員の除名
- (3)理事及び監事の選任及び解任
- (4)顧問の選任及び解任
- (5)理事長（代表理事）候補者の選出
- (6)定款の変更
- (7)本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (8)入会金及び会費額の決定並びに変更
- (9)次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
  - ①役員選任の方法に関する規則
  - ②会員資格に関する規則
  - ③会費及び入会金に関する規則
- (10)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (11)合併、事業の全部または一部の譲渡
- (12)理事会において総会に付議した事項
- (13)前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

#### 第29条（総会の議決事項の通知）

理事長は、総会終了後、遅滞なく、その決議事項を正会員に書面、または電磁的方法で通知しなければならない。

#### 第30条（総会の議事録）

総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 総会の日から少なくとも10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第4章 役員等

### 第31条（役員の種類および数）

本会議所に次の役員をおく。

- (1)理事16名以上50名以内
  - (2)監事2名以上5名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以上6名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事、5名以上12名以内を常任理事とする。

### 第32条（選任）

本会議所の理事及び監事は、総会において、これを選任する。

- 2 理事は、正会員の中から総会において選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事を理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は他の役員を兼務し、または委員会の構成員となることはできない。
- 5 その他、役員を選任に関して必要な事項は、一般社団法人北九州青年会議所役員選任規定に定める。

### 第33条（任期）

理事の任期は毎年1月1日より同年12月31日までの一年間とする。但し、再任を妨げない。

- 2 期のなかばに選任された役員の任期はその期の末までとする。
- 3 本定款に定められた役員の員数を欠く場合には、任期満了または辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。
- 4 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 5 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が終了するときまでとする。
- 6 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

#### 第34条（辞任及び解任）

- 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 役員は、総会において解任することができる。
  - 3 監事を解任する場合には、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### 第35条（理事の職務・権限）

- 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統轄する。
  - 3 副理事長は、理事長の職務全般を補佐する。
  - 4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して所務を処理する。
  - 5 常務理事は、専務理事を補佐して所務をつかさどり、専務理事に事故があるときは、その職務を代行する。
  - 6 常任理事および理事は、理事長および副理事長を補佐し、所務を時掌する。
  - 7 理事会は、理事長以外の理事の中から、一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選定することができる。
  - 8 理事長及び第7項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第36条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

### 第37条（理事会への報告義務）

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

### 第38条（理事会への出席義務等）

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

### 第39条（直前理事長及び顧問（以下、「直前理事長等」という。））

本会議所に直前理事長を1名置くほか、必要に応じて若干名顧問を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
- 3 顧問は、理事長が推薦し、総会においてこれを選任する。

### 第40条（直前理事長等の職務）

直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について

必要な助言をする。

- 2 顧問は、本会議所の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。
- 4 直前理事長等の任期は、毎年1月1日より同年12月31日までの一年間とする。

#### 第41条（直前理事長等の解任）

直前理事長等は、総会において解任することができる。

## 第5章 理 事 会

#### 第42条（理事会の構成）

本会議所に理事会を置く。

- 2 本会議所の理事会は、理事長・副理事長・専務理事・常務理事・常任理事および理事をもって構成する。

#### 第43条（権 限）

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1)理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (2)事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3)規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5)前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定

- (6)理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1)重要な財産の処分及び譲り受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の配置、変更及び配置
- (5)内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

#### 第44条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、月1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- (1)理事長が必要と認めたとき
- (2)第38条第2項又は第3項に定めるとき

#### 第45条（招 集）

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知

が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。

- 4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事、各監事及び直前理事長等に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### 第46条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

#### 第47条（理事会の定足数）

理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

#### 第48条（議 決）

理事会の議事は、本定款に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

- 2 本条第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### 第49条（報告の省略）

理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第35条第8項の規定による報告には適用しない。

#### 第50条（議 事 録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面を持って作成され

- ているときは出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
  - 3 理事会の日から少なくとも10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

### 第51条（例 会）

本会議所は、一般社団法人北九州青年会議所運営規定に定めるところにより、毎月1回例会を開催する。

### 第52条（委員会の設置）

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査・研究・審議し、または実施するために委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員長1人、副委員長2人以内、幹事及び委員若干人をもって構成する。
- 3 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 正会員は、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・常務理事・常任理事および理事のうち理事会で承認を得たものを除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第7章 会 計

### 第53条（財産の管理・運用）

本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める。

### 第54条（事業年度）

本会議所の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

### 第55条（会計原則並びに区分）

本会議所の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会議所の会計は、事業年度ごとに実施事業等と収益事業等とに区分して経理しなければならない。

### 第56条（事業計画及び収支予算）

本会議所の事業計画及び収支予算については、各事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

### 第57条（事業報告及び決算）

本会議所の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

### 第58条（長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け）

本会議所が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総会において正会

員の4分の3以上の議決を得なければならない。

- 2 本会議所が重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

## 第8章 管 理

### 第59条（事務局）

本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により定める。

### 第60条（備付け帳簿及び書類）

定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 次に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
  - (1)事業報告
  - (2)事業報告の附属明細書
  - (3)貸借対照表
  - (4)損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6)財産目録
  - (7)監査報告
  - (8)理事、監事の名簿
  - (9)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (10)事業計画書及び収支予算書
  - (11)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (12)その他法令で定める帳簿及び書類
- 3 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報保護

### 第61条（情報の公開）

本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### 第62条（個人情報の保護）

本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

### 第63条（公 告）

本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

### 第64条（定款の変更）

本定款は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

### 第65条（合併等）

本会議所は、総会において総正会員の半数以上で

あって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の一部又は全部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

#### 第66条（解 散）

本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

#### 第67条（残余財産の処分）

本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は正会員の議決権の4分の3以上の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる公益法人または国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第11章 雑 則

#### 第68条（施行規則等）

本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

## 附 則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の

登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日とその事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日をその事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の最初の代表理事は、末松雅之とする。